

## 遠野市馬とのふれあい創出事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、古くから人と生活を共にし、遠野の貴重な地域資源である馬の魅力を多くの人に理解してもらおうと共に、馬の活用による地域活性化及び畜産業の振興に寄与することを目的とし、市内で開催する馬事振興イベントに必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付対象となる事業種目、事業対象者及び経費並びにこれに対する補助額又は補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (提出書類及び提出期限)

第3条 規則に定める提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、次の表のとおりとする。

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	遠野市馬とのふれあい創出事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	補助事業を開始しようとする日前14日まで
規則第6条の規定による書類	遠野市馬とのふれあい創出事業変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4(5)号 第2号 第3号	補助事業を変更（中止・廃止）しようとする日前14日まで
規則第13条の規定による書類	遠野市馬とのふれあい創出事業費補助金精算払請求書 1 事業実績書 2 事業精算書 3 取得財産等調書 4 請求書及び領収書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	第6号 第2号 第3号 第7号	補助事業が完了した日から起算して14日以内

2 第1項に規定する書類の提出期限について、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、別に市長が定める日を提出期限とすることができる。

### (補助事業の内容の軽微な変更)

第4条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、補助事業の対象経費の30パーセントを超えない範囲で経費区分相互間の予算流用を行う場合をいう。

### (申請の取下期日)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して8日以内とする。

(前金払)

第6条 補助事業者は、補助金の前金払を受けようとするときは、遠野市馬とのふれあい創出事業費補助金前金払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは内容を審査し、相当と認めるときは補助金を前金払するものとする。

(補助対象事業の経理)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等)

第8条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等を事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(遠野市まちなか馬車運行事業費補助金交付要綱の廃止)

2 遠野市まちなか馬車運行事業費補助金交付要綱(平成21年遠野市告示第133号)は廃止する。

(全国やぶさめ競技遠野大会開催事業費補助金交付要綱の廃止)

3 全国やぶさめ競技遠野大会開催事業費補助金交付要綱(平成22年遠野市告示第89号)は廃止する。

別表（第2条関係）

補助事業種目	全国やぶさめ競技遠野大会開催事業	馬車運行事業	左記以外の馬事振興事業
補助対象者	全国やぶさめ競技遠野大会実行委員会	民間団体及び個人 (代表者が市内に住所を有すること)	民間団体及び個人 (代表者が市内に住所を有すること)
補助の対象となる取組	全国やぶさめ競技遠野大会に要する次の経費	観光客等を馬車に乗せ、中心市街地や、観光地内を回遊する事業に要する次の経費	馬を題材とした講演会や、馬を活用したふれあい体験など、馬事文化や馬の魅力の周知に繋がるイベント開催に要する次の経費
補助対象経費とするもの	ア 報償費（講師謝礼、褒賞費） イ 旅費（指導員等講師旅費） ウ 需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費） エ 手数料（通信運搬費及び保険料） オ 委託料 カ 使用料 キ 原材料費 ク 備品購入費 ケ その他市長が特に必要と認める経費		
補助対象経費としないもの	ア 団体の構成員に係る人件費 イ 交流会の飲食費 ウ 補助対象経費とそれ以外の経費を明確に区別することができない経費 エ 事業の目的、社会通念等に照らし必要性が乏しいと判断される経費		
補助額	補助対象経費の総額の10分の10以内の額	補助対象経費の総額の10分の10以内の額 ただし、補助金の額は1日当たり 50千円を上限とする。	補助対象経費の総額の10分の10以内の額 ただし、補助金の額は1事業当たり 100千円を上限とする。